

平成24年度から 保険料を改定しました

今後3年間に必要と見込まれる介護保険の費用をもとに、65歳以上のかたが負担する介護保険料を見直しました。

見直しにあたっては、保険料の第3段階にも特例措置を設けるとともに、第2段階の改定額を最小限にとどめました。また、住民税が課税されているかたの負担感や不公平感に配慮して、所得段階を細分化しました。さらに、基金を取り崩すことにより保険料の増額を少なく抑えました。

市では3年ごとに「川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の見直しを行っています。

第5期にあたる今回の計画では、市民のみなさんが主体となって地域の「つながりづくり」に取り組むことができるまでを目指しています。また、第4期までの課題やこれからの高齢者福祉施策・介護保険制度を取り巻く環境を検討して、今後3年間に取り組む施策や事業とその数値目標などを定めました。



介護保険事業計画 を見直しました

保険料段階	対 象		保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受給しているかた、老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税のかた		基準額×0.43	24,560円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得＋課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額×0.43	24,560円
特例第3段階		前年の合計所得＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下のかた	基準額×0.70	39,980円
第3段階		特例第3段階以外のかた	基準額×0.75	42,840円
特例第4段階	本人は住民税非課税で、世帯に課税者がいる	前年の合計所得＋課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額×0.85	48,550円
第4段階		特例第4段階以外のかた	基準額	57,120円
第5段階	本人が住民税課税	前年の合計所得が125万円未満のかた	基準額×1.10	62,830円
第6段階		前年の合計所得が125万円以上150万円未満のかた	基準額×1.25	71,400円
第7段階		前年の合計所得が150万円以上200万円未満のかた	基準額×1.40	79,960円
第8段階		前年の合計所得が200万円以上250万円未満のかた	基準額×1.50	85,680円
第9段階		前年の合計所得が250万円以上300万円未満のかた	基準額×1.60	91,390円
第10段階		前年の合計所得が300万円以上350万円未満のかた	基準額×1.70	97,100円
第11段階		前年の合計所得が350万円以上400万円未満のかた	基準額×1.80	102,810円
第12段階		前年の合計所得が400万円以上450万円未満のかた	基準額×1.90	108,520円
第13段階		前年の合計所得が450万円以上500万円未満のかた	基準額×1.95	111,380円
第14段階		前年の合計所得が500万円以上600万円未満のかた	基準額×2.00	114,240円
第15段階		前年の合計所得が600万円以上800万円未満のかた	基準額×2.10	119,950円
第16段階	前年の合計所得が800万円以上のかた	基準額×2.20	125,660円	

問い合わせ…介護保険課 庶務係 ☎048-259-9004 FAX 048-252-3737